明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

十二の二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ及びロの注7、ハ並びにニの規定による加算に係る費用の額

十三　（略）

十四　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注7、チ、リ、ヲ及びワの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイの注7、ホ、チ及びリの規定による加算に係る費用の額

十五　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヌ及びルの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のリ及びヌの規定による加算に係る費用の額

十六　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のヘ及びトの規定による加算に係る費用の額

十七　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ及びロの注6並びにチからヨまでの規定による加算に係る費用の額

（厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部改正）

第十条　厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
（略）	（略）	（略）
秋田県	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
新潟県	（略）	（略）
	村上市	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、檜原及び板屋越
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
兵庫県	姫路市	夢前町山之内（佐中、熊部、坂根及び小畑の地域に限る。）及び夢前町高長
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
（略）	（略）	（略）
秋田県	鹿角市	尾去沢
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
新潟県	（略）	（略）
	村上市	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、桧原及び板屋越
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
兵庫県	姫路市	夢前山之内（佐中、熊部、坂根及び小畑の地域に限る。）及び夢前高長
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）